

International Trade & Commerce

Tokyo

Client Alert

3 February 2021

本アラートに関する お問い合わせ先



末冨 純子 パートナー +81362719741 junko.suetomi@bakermckenzie.com



松本 泉 カウンセル +81362719720 izumi.matsumoto@bakermckenzie.com



小原 万実 シニア・アソシエイト +81362719539 mami.ohara@bakermckenzie.com



長谷川 匠 シニア・アソシエイト +81 3 6271 9540 takumi.hasegawa@bakermckenzie.com

英国が TPP11 協定への加入要請を正式に通報

2021年1月30日、英国政府は、英国がEUを離脱して丸1年が経過する2月1日に、トラス国際貿易大臣が本年のTPP議長国を務める日本の西村経済再生担当大臣らと会談し、TPP11協定(環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定)への加入を正式に申請することを表明した。その後、2月1日に、協定の寄託国(depositary)であるニュージーランドに対し、正式に加入要請の通報がなされた。

2015 年 10 月に大筋合意がなされた TPP 協定は、将来の経済連携協定のモデルとなる「メガ FTA」として大きな注目を集めていたが、2017 年 1 月に発足した米国トランプ政権による離脱宣言を受け、2018 年 12 月末に米国を除いた 11 ヶ国による TPP11 協定が発効していた。今回の英国による表明は、発足時の参加国以外で初めての加入要請となり、今後の締約国の拡大に弾みがつくことが期待される。

協定上は、書面による正式な加入要請がなされた後、参加国からなる TPP 委員会の作業部会(working group)が設置され、英国との間で加盟条件などの交渉が行われることとなる(協定 30.4.3(a))。英国は日本との間で日英 EPA 協定に合意しているほか、オーストラリア、ニュージーランドなどとも FTA 交渉を行っており、電子商取引などのルール面では加入にそれほど支障はないものと考えられるが、11ヶ国との間での関税面やサービス面などの交渉には、一定の時間がかかることも予想される。

英国と取引のある事業者においては、今後、合意後に公表される新たな協定において、自社が取引を行っている品目の関税率や原産地規則などがどのように定められるかに留意した上で、日英 EPA 協定と新たな TPP 協定のいずれを活用するかを判断することが重要となる。

英国の加入は、TPP協定を地理的にもGDPレベルでも拡大させるものであり、周辺国も含めて、地域協定のさらなる参加可能性が期待される。